甲州市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

令和4年3月29日 告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、トラック等による再配達を減少させ、物流における温室効果ガスの削減を図ること及び非対面の受け取りによる新型コロナウイルス感染症のリスク低減を図ることを目的に、宅配ボックスを設置する市民に対し、予算の範囲内で甲州市宅配ボックス購入費補助金(以下「補助金」という)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「宅配ボックス」とは、宅配物、郵便物等を受領する ために個人が設置する収納容器で、収納した宅配物が外部から完全に見えない構 造であり、かつ、固定するなど宅配物を安全に保管し、正当な受取人のみが受領 できる機能を有しているものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、宅配ボックスの購入費(運搬費、設置費 その他の宅配ボックス本体に係る購入経費以外の経費を除く。以下同じ。)とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。) は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 第7条の規定による申請を行った日において甲州市の住民基本台帳に登録 がされている者であること
 - (2) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと
 - (3) 宅配ボックスを補助対象者の住所と同一敷地内に設置した者であること
 - (4) 宅配ボックスを設置する住所と同一の敷地内に居住していること、または 居住する見込みであること

(補助の制限)

第5条 補助金は、同一の住所の敷地内の設置につき1台の宅配ボックスに限り交付するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、宅配ボックスの購入費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、3万円を限度とする。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宅配ボックスを購入した日の属する年度の3月31日までに、宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 宅配ボックスの購入費、購入日などがわかる書類の写し
 - (2) 宅配ボックス設置前及び設置後の写真
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部 又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年3月29日甲州市告示第62号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住所 氏名

甲州市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書

甲州市宅配ボックス購入費補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。 なお、この申請にあたり、私と同一世帯員の市税の納付状況を確認することについて同意します。

補助金申請額の算出式	宅配ボックス購入費用 ①円 (税込)
	①の額×1/2=② 円 (1,000円未満切捨て) (2の額が 30,000円以上の場合は、30,000円 30,000円未満の場合は、②の額
補助金申請額	<u>円</u>

※ ①の購入費用は、運搬費、設置費その他の宅配ボックス本体に係る購入経費以外の経費を除く。

補助金振込先

金融機関名	支店名	区分	口座番号	口座名義人
				(申請者と同一のこと)
		普通		カタカナ
		当座		

 第
 号

 年
 月

 日

様

甲州市長印

甲州市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、宅配ボックス購入費補助金については、次の とおり交付することに決定したので通知します。